

## 主なご意見と対応(本編)



章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
-	-	1	全体	事務局	-	工事発注者⇒発注者、工事受注者⇒元請業者に変更。 漏洩⇒漏えいに統一。
第1章	(1)石綿について	2	p.1	事務局	-	タイトルを「本ガイドラインについて」に変更(「の策定」を削除)。
		3		事務局	-	中皮腫による死亡者の状況を反映。WHOデータは更新なし。
		4	p.1表1-1	事務局	-	アンソフィライト他英語表記を統合マニュアルに統一。
		5	p.1表1-2	事務局	-	疾患名等を出典元(統合マニュアル)に合わせて修正。出典も更新。
		6	p.2	事務局	-	石綿含有建築用仕上塗材の記述及び写真を追加。
		7		村山座長	リスクに応じたコミュニケーションの実施についても考えておく必要がある。	成形板等は飛散性が相対的に低いこと、規制に追加された経緯を追加。仕上塗材が規制された経緯を追加。
		8		時岡委員	仕上塗材はレベル3建材に区分すべき(区分を増やすのは適当ではない)。	レベル1~3の区分は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会 平成17年8月)において石綿含有建材別の作業レベル区分を示したものであるが、レベル3に仕上塗材は規定されていないため、仕上塗材と区分した。レベル表記は大気汚染防止法で規定していないため、極力使用しないこととした。
		9		時岡委員	「吹付け石綿等」を使用するのであれば定義づけが必要。	石綿含有断熱材等を定義。
		10		時岡委員	使用中の飛散なのか除去時の飛散性なのか明記する。	除去時の飛散性であることが分かるように記載。
		11		加藤委員	石綿則でレベル3建材の中でもけい酸カルシウム板1種を別扱いとしていることから、「飛散性は低い」とひとくくりに表現してしまわない方が良いのではないか。	石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等に比べ飛散性は相対的に低いが、適切な飛散防止措置が行われない場合には石綿が飛散するおそれがあることが明らかになったことから・・・という表現に改めた。
		12		加藤委員	レベル1からレベル3の用語は法令で決められたものや国で決められたものではなく、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分がもとであると言われている。石綿含有建築用仕上塗材を含めて用語の出典元などを記載した方が良いのではないか。	材料レベルや仕上塗材について、参考資料の用語集の記載を拡充。
		13		事務局	-	特定建築材料の範囲変更に伴い、注釈を追加。

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
第1章	(2)本ガイドラインの趣旨	14	p.3	事務局	-	タイトルを「本ガイドラインの趣旨」に変更(「策定」を削除)。
		15		村山座長	自治体の規定では、実施主体は元請業者や自主施工者となっているケースが多い。	地方公共団体の規定がある場合はそれに従うことを強調する記載に改めた。
		16		時岡委員	法体制や工事の実情を踏まえれば、元請業者や自主施工者がリスクコミュニケーションを実施するのが妥当である。発注者を削除する必要はないが、工事の主体として元請業者を格上げしてもらいたい。(5)では元請業者が同列で扱われている。	同上 (2)本ガイドラインの趣旨では、特に本ガイドラインを読んでいただきたい発注者及び自主施工者向けの記載としている。一方、リスクコミュニケーションは三者で成り立つため(5)では「主体」を使い分けている。
		17		事務局	-	下請負人も発注者によるリスクコミュニケーションに協力するものとした。
	(3)本ガイドラインの対象とする工事	18	p.3	事務局	-	特定工事の範囲変更に伴い、本文の不要箇所の削除及び注釈の記載を修正。
	(4)本ガイドラインにおける留意事項	19	p.4	事務局	-	参照マニュアルの変更及びURLを追加。
	(5)本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的	20	p.4	事務局	-	関係者に下請負人を追加。
		21		時岡委員	誤った情報、誤解を受ける記載などによっては市民の不信を招く可能性を記載してほしい。	「提供する情報が不十分であったり、正確性に欠けている場合には、周辺住民等の不信を招きかねません。」を追加。
		22	p.5	事務局	-	メリットの書きぶりを修正。
		23	p.6図1-1	外山委員	法改正により、地方公共団体の役割や責任が変化しており、従来の書き方では不十分ではないか。	地方公共団体の役割に、石綿のリスクや法制度に関する普及啓発を追加。
24		事務局		-	事業者の役割に事前調査結果の報告を追加。注釈に条例等によって実施主体を規定している場合があることを追加。	
第2章	(3)石綿の使用有無に関する事前調査	25	p.8①	事務局	-	参照マニュアルを変更。
		26	p.8②	事務局	-	タイトルを事前調査結果の報告、掲示、作業の届出に修正。
		27		事務局	-	事前調査結果の報告対象工事の要件を注釈に記載。
		28		事務局	-	自治体によっては条例等の届出が必要な場合があることを注釈に追加。
		29		時岡委員	p.7各法の掲示の説明はp.19と同様の記載としてはどうか(統一した掲示も可能であること)。	p.8②に参考資料6に掲示の様式例を掲載していることを追加。

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
第2章	(3)石綿の使用有無に関する事前調査	30	p.8②	時岡委員	事前調査結果の備え置きの規定に触れるべき。	事前調査結果の写しの備え置きについて追記。
		31	p.9	事務局	-	囲みの事前調査者の要件について、令和5年10月以降の規定に修正、注釈を追加。
		32		加藤委員	調査者の記載順序を、特定>一般>一戸建ての順番とした方が良い。	ご意見を反映。
	(4)リスクコミュニケーションを行うための準備	33	p.9①(ア)	事務局	-	石綿の有無に関わらず事前調査結果の掲示が必要であることを強調。また、石綿則の記述もあるため特定工事を石綿が使用されていた場合に表現を変更。さらに、お知らせを作業内容等の掲示に改めた。
		34	p.10(イ)	事務局	-	事前調査結果の現場への備え置きの活用を追加。
		35	p.11図2-2	事務局	-	特定建築材料の範囲変更に伴う修正、工事受注者⇒元請業者へ変更、仕上塗材、事前調査結果の報告、取り残しの確認等の追加、フローの一部修正を実施。
		36		加藤委員	白地(法令等の規定あり)、黄色地(法令等の規定なし)、橙地(石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション(法令等の規定なし))の区別は分かり易い。本文全体にもこの区分ごとの説明であることを記載するとより分かり易いと思う。	リスクコミュニケーションのうち、事前調査結果や作業内容等の掲示は法定事項であることが分かるような記載とした。
		37	p.12②	事務局	-	対象範囲の決定要件に作業方法(飛散させる可能性の高い作業か否か)を追加。
		38		村山座長	リスクに応じたコミュニケーションの実施についても考えておく必要がある。	表2-1にリスクコミュニケーションの優先度に関する考え方を追加。
		39	p.13②	城山委員	戸建て住宅については所々で取り上げているが、共同住宅はどのように扱うか。	囲みに就業者や居住者がいる状態で改修工事を行う場合を設け、集合住宅の扱いを追加。
		40		事務局	-	戸建て住宅の場合の周知範囲について、地方公共団体が条例等で規定している場合があることを追記。
		41	p.13③(ア)	事務局	-	工事全般の情報についても周知することを追加。
		42	p.14	高瀬委員	掲示が義務付けられていることを強調してほしい。	囲みに解体等工事における石綿に関する掲示について整理。 注釈にその他掲示に関する解説を追加。
		43		事務局	-	特定粉じん排出等作業以外の掲示に関する記述を削除。

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
第2章	(4)リスクコミュニケーションを行うための準備	44	p.15表2-2	事務局	-	事前調査と作業の実施に分けて整理、法定事項(今後の改正施行される事項を含む)の修正等を実施。
		45	p.16注釈	事務局	-	参照マニュアルを変更。
		46	p.18表2-5	事務局	-	戸別訪問と説明会のデメリットを追加。
	(5)リスクコミュニケーションの実施	47	p.20①	事務局	-	参照する通達を変更。
		48		事務局	-	困みに掲示内容に変更がある場合の対応を追加。
		49	加藤委員	最終行は不要ではないか。テプラでの上書きはあり得るのではないか。	「手書きでの修正などは避けるようにしましょう」とした。	
		50	p.22～	事務局	-	チラシの事例について、年号のほか、法定事項(調査者や取り残しの確認者等)を追加。
		51	p.22～	村山座長	リスクに応じたコミュニケーションの実施についても考えておく必要がある。	記入方法の解説に「飛散性の違いや実施する飛散防止対策を示す。」を追加。
		52	p.23、25、26	加藤委員	レベル3が発じんしないとは言えず、けい酸カルシウム板第1種はレベル3でも別扱いになっているなどを考えると、敢えてこの例文を使わなければならないだろうか。	建材の種類や発じん性の違いなども分かりやすく周知しておくとして理解を得やすいと考えるが扱いは議論いただく。
		53	p.27③	事務局	-	訪問する時間帯や曜日への配慮について追加。
		54	p.29④	事務局	-	説明会を開催する曜日や時間帯への配慮、感染症まん延時の対応を追加。
		55		村山座長	説明会でのオンラインの活用について、幅広い関係者の方々に参加していただく仕組みとしての活用について記載を検討したほうがよい。	困みにオンライン説明会の活用について追加。
		56		村山座長	SNSの活用、スマートフォンによる情報取得が広がっているため、ガイドラインで積極的に取り上げてもよいと考えている。	ホームページでの動画の活用やSNSによる説明会の開催案内等での活用を追加。
		57	p.29⑤	加藤委員	SNSは便利ではあるが、匿名性があり炎上など予想しえない動きに対して対応が困難なため、明確なコミュニケーション手段に限定する方がよい。	留意事項に触れた上でSNSの活用例として説明会の開催案内を記載した。掲載するか否かは検討会で議論いただきたい。
		(6)実施時期ごとの留意事項	58	p.30③	事務局	-
(7)信頼性を高める追加的対応	59	p.30	高瀬委員	粉じん相対濃度を追加してはどうか。	ご意見を反映、併せてp.33表3-2にも追加。	

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
第3章	(1)新たな 石綿含有建 築材料発見 時	60	p.31	事務局	-	新たに石綿が確認された場合 の届出や報告の追加について 追記。
	(2)石綿漏 えい・飛散 事故発生時	61	p.32①	事務局	-	敷地境界等⇒施工区画周辺 等に変更。
		62	p.33注釈	事務局	-	参照マニュアルを修正。
		63	p.34②	事務局	-	敷地境界等⇒施工区画周辺 等に変更。

 : 第1回検討会意見  
 : 委員配布時意見

## 主なご意見と対応(参考資料)

章	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
-	1	全体	事務局	-	工事受注者⇒元請業者に変更。 漏洩⇒漏えいに統一。 事例を除き、敷地境界⇒施工区画周辺に変更。 レベル〇⇒レベル〇建材に統一。ただし、レベル区分の使用は最小限の記載にとどめた。 高性能真空掃除機⇒カッコ書きでHEPAフィルタ付き真空掃除機を追加。
1. 石綿による健康リスク	2	p.1	事務局	-	中皮腫による死亡者の状況を反映。
	3	p.1図1-1	事務局	-	
2. 石綿含有建築材料の種類	4	p.2～ 表2-1	村山座長	リスクに応じたコミュニケーションの実施についても考えておく必要がある。	表に発じん性を追加、成形板等と仕上塗材を追加。
	5	p.4写真2-1	事務局	-	石綿含有吹付け材、断熱材等の写真を整理し、1ページに収めた。
	6	p.5～6 写真2-2	事務局	-	成形板等、仕上塗材の写真を整理・追加。
3. リスクコミュニケーションの事例における成功例・苦労した点等	7	p.7～12	事務局	-	自治体アンケートから成功例・成功のポイント、悪かった事例・苦労した点をピックアップ。工事前と実施中の事例については、それぞれに要因等が分かるように種別区分を新設。苦情発生時は実施中に統合。
4. リスクコミュニケーションの個別事例	8	p.13～30	事務局	-	・7事例(自治体5、NPO2事例)を追加、トラブル事例も掲載。 ・ケースごとに整理・並び替えを実施。
5. 地方公共団体の周知範囲等の例	9	p.31～35	事務局	-	タイトルを「周知範囲等の例」とし、アンケート結果及び自治体HPの内容を反映。 ※一部照会中であるため現時点の案。
6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例	10	p.36～39	事務局	-	マニュアルの掲示例に変更。 石綿則の事前調査結果の掲示例は古いため削除。
	11		時岡委員	川崎市の事前調査結果の掲示例及び解体等の作業に関するお知らせの掲示例は削除。	ご意見を反映して削除。
7. 説明会開催の具体的な手順	12	p.40、45	事務局	-	工事受注者⇒元請業者に変更。
	13	p.43	事務局	-	説明会チラシ例の年号を修正。

章	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
8.想定 問答の 例	14	p.47～48	事務局	-	Q3に事前調査実施者、分析実施者の要件を追加。
	15	p.48～49	事務局	-	Q4、飛散防止対策の具体的内容の回答例①石綿含有吹付け材、断熱材等に石綿の除去方法を追加。取り残しの確認や飛散がないことの確認を追加
	16	p.49	事務局	-	Q4、飛散防止対策の具体的内容の回答例②けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合を追加。
	17	p.49～50	事務局	-	Q4、飛散防止対策の具体的内容の回答例③仕上塗材を除去する場合を追加。
	18	p.50	事務局	-	Q5、成形板の除去に負圧隔離養生は必要ないのか 作業基準に合わせ、前段の湿潤化を削除し、割らなければならない場合に付け替え。けい酸カルシウム板第1種の隔離養生(負圧不要)を追加。
	19	p.50～51	事務局	-	Q6.除去した建材の保管・運搬にけい酸カルシウム板第1種と仕上塗材の扱いを追加。
	20	p.53～54	事務局	-	Q11.石綿含有成形板等の事故の「想定部分」を修正、仕上塗材の場合を追加。
9.用語 集	21	p.57	事務局	-	仕上塗材を追加。
	22		事務局	-	けい酸カルシウム板第1種はレベル3建材の中でも比較的飛散性が高いとされていることを追加。
	23	p.58	加藤委員	発注者、自主施工者、元請業者、下請負人についても用語に加えたほうが良い。	ご意見を反映して追加。
	24	p.59～60	事務局	-	石綿則と大防法の改正事項を追加。

     : 委員配布時(本編)意見